

ちよつと**耳**よりな、 制度です。

みんなの団体を社会的信用ある法人に。

新しく**中間法人制度**がスタートします。

中間法人制度とは、
「同窓会」・「親睦団体」・「同好会」など、
公益も営利も目的としない中間的な団体も
法人になることができる制度です。

start!!
4 **1**
平成14年 月 日

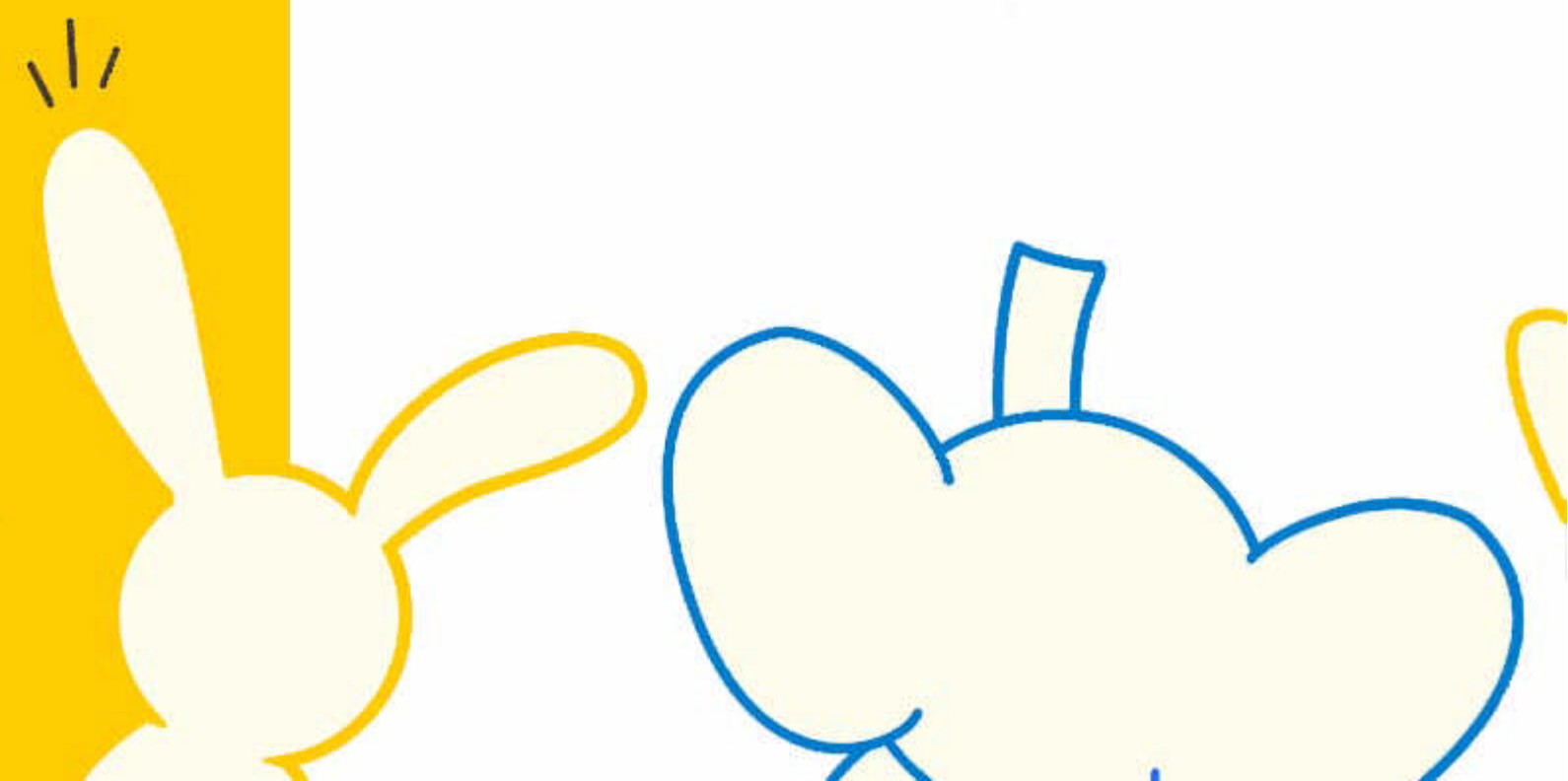
法務省民事局

中間法人制度とは…

「中間法人法」に基づく新しい法人制度「中間法人制度」が、平成14年4月からスタートします。

この制度は、町内会、同窓会、サークルなど、非公益かつ非営利目的の団体にも法人格を取得する道を開く制度です。

この制度により、さまざまな団体の社会的信用が高まり、その活動の幅がより一層広がると考えられます。



1.

ここでは中間法人全般のお話をします。

●中間法人制度について
p.4~p.7

- 中間法人制度ってなあに？
- 中間法人の類型は？
.....

2.

ここでは有限責任中間法人のお話をします。

●有限責任中間法人の設立にあたって
p.8~p.12

- 有限責任中間法人を設立したいけど、どんな手続が必要？
- 定款にはどんな記載が必要なの？
.....

3.

●無限責任中間法人の設立にあたって
p.13

ここでは無限責任中間法人のお話をします。

4.

- 税の取扱いは...
- 施行日は...
p.14

5.

- 定款の例
p.15

今回のお話は、

「ちょっと耳よいな制度」の巻

はじまり、はじまり。

1

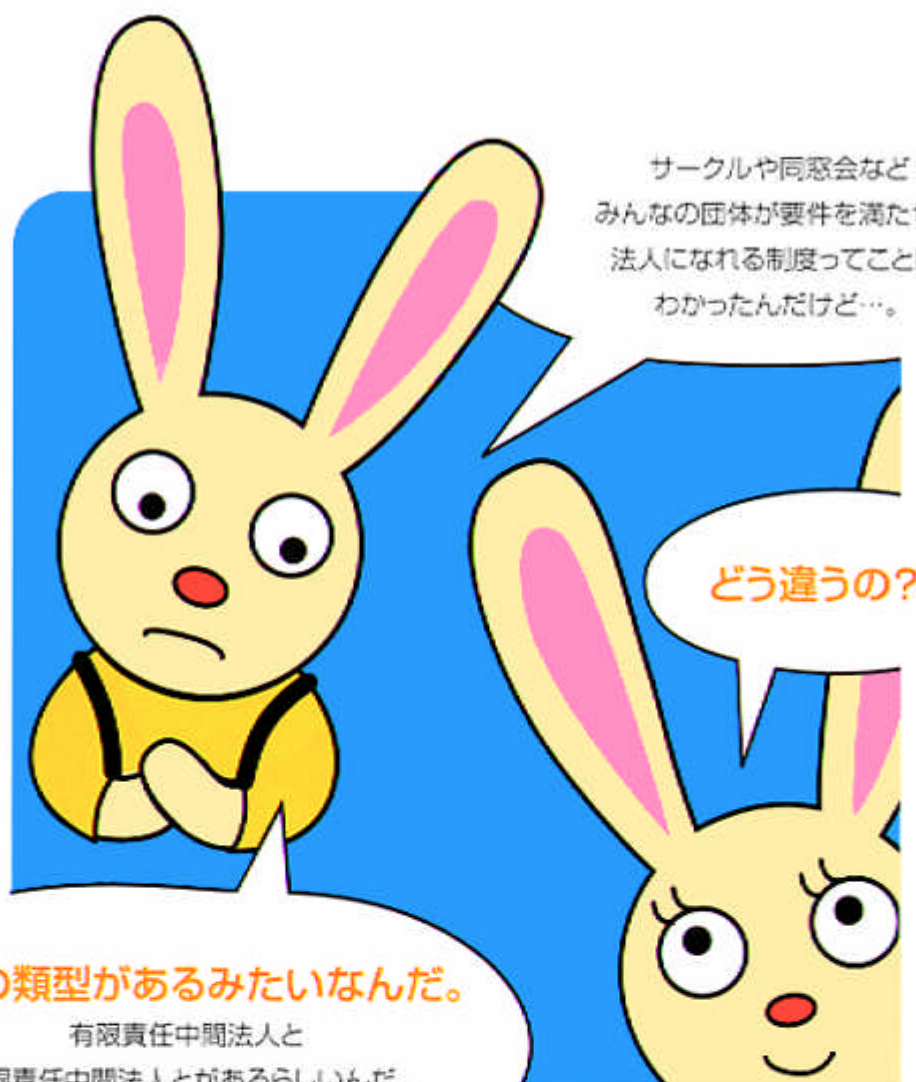
『中間法人制度』について



Q1. どのような団体が中間法人になることができるのですか？

A 中間法人として法人格を取得することができる団体は、“社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団”です(2条1号)。例えば、同窓会、親睦団体、同好会などがその典型ですが、これらの団体に限られるわけではありません。なんらかの活動を行うために任意に結成される社団であれば、営利法人たる会社になるべきものを除き、通常、中間法人として法人格を取得することができます。

なお、中間法人制度は、既存の団体について法人格の取得を義務づけるものではありません。既存の団体が中間法人としての法人格を取得するかどうかは、その団体において自由に決めるべき事柄です。



Q2. 中間法人にはどのようなタイプがありますか？

A 中間法人には、有限責任中間法人と無限責任中間法人という2タイプがあります。法人の債権者に対する関係では、無限責任中間法人の社員は法人と連帯して責任を負います(97条)が、有限責任中間法人の社員は法人の債務について対外的な責任を負いません。また、この点に関連して、有限責任中間法人については基金制度が設けられています。無限責任中間法人には基金制度はありません。

また、組織、運営の点では、有限責任中間法人では社員総会、理事、監事といった機関を設けてその運営を行うこととなりますが、無限責任中間法人では社員が業務の決定や執行等を行います。

何人以上から
設立できるの？

社員って何人でもいいのかな？



Q3. 社員は何人以上いなければならないのですか？

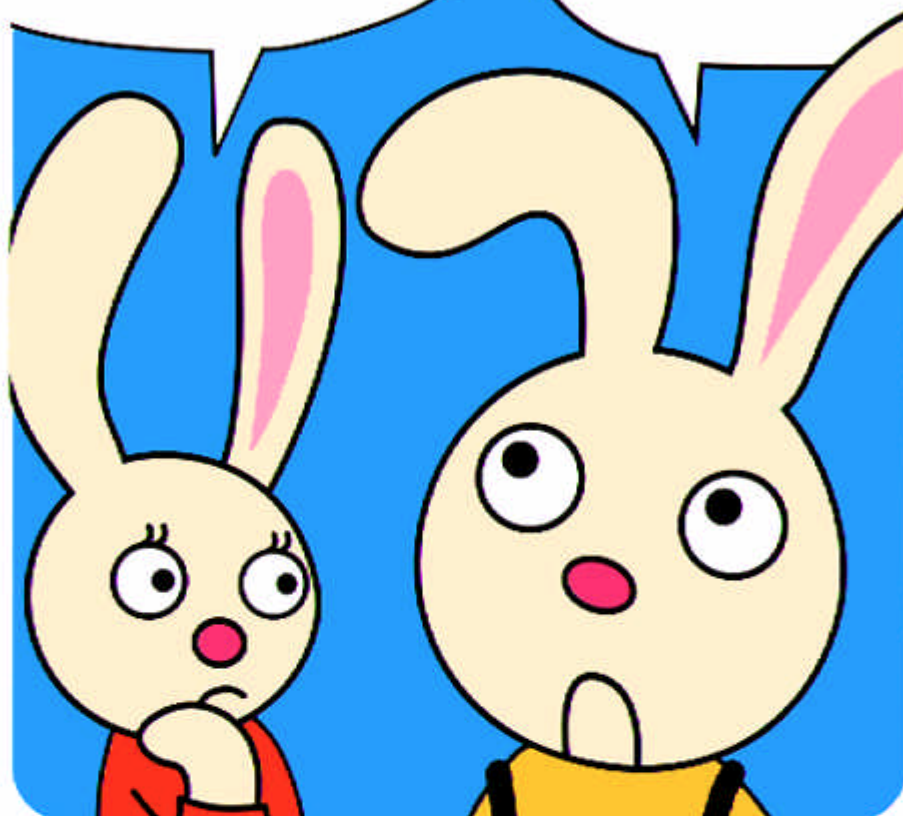
A 社員の人数は、2人以上であれば、何人でもかまいません。
なお、設立後に社員が1人となった場合には、その中間法人は、
解散することになります(81条1項4号,108条4号)。

Q4. 法人も中間法人の社員になることができますか？

A 法人は、有限責任中間法人の社員になることができます(10
条2項2号)が、無限責任中間法人の社員になることはできま
せん(96条)。権利能力なき社団や財団も同様です。

同窓会ってたくさん卒業生がいるよね。

みんなを社員にしないと
いけないのかな？



Q5. 事業年度末に剰余金が出た場合、社員に剰余金を配当してもよいのでしょうか？

A 中間法人は「剰余金を社員に分配することを目的としない社団」です(2条1号)から、社員に剰余金を配当することはできません。

Q6. 学校の同窓会を中間法人にしようと思いますが、卒業生がたくさんいます。卒業生をみんな社員にしなければならないのですか？

A 必ずしもその必要はありません。例えば、卒業生の一部だけを社員にして中間法人を組織することもできます。

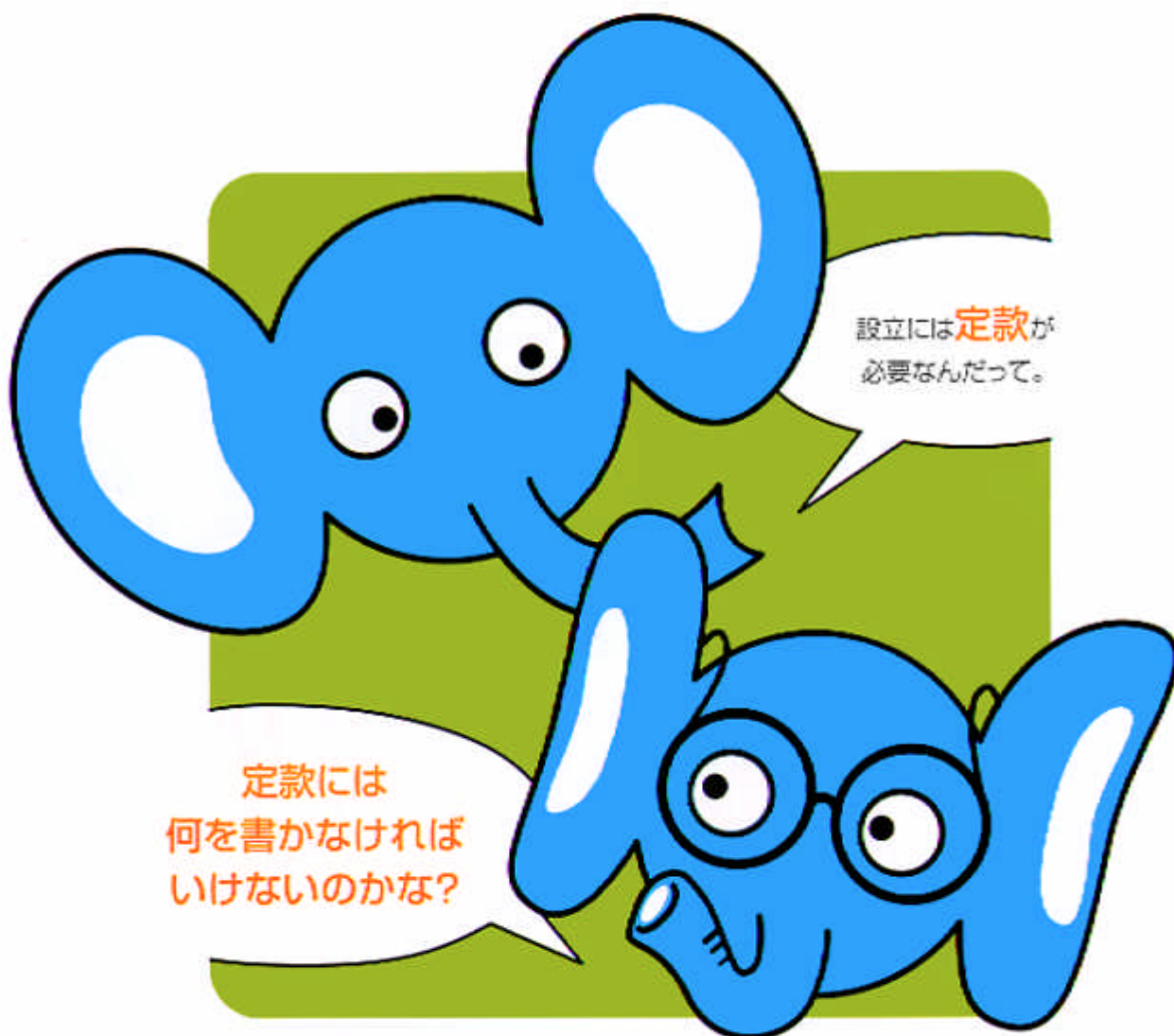
2

『有限責任中間法人』の設立にあたって



Q7. 有限責任中間法人を設立したいのですが、手続はどうすればよいのですか？おおまかな流れを教えてください。

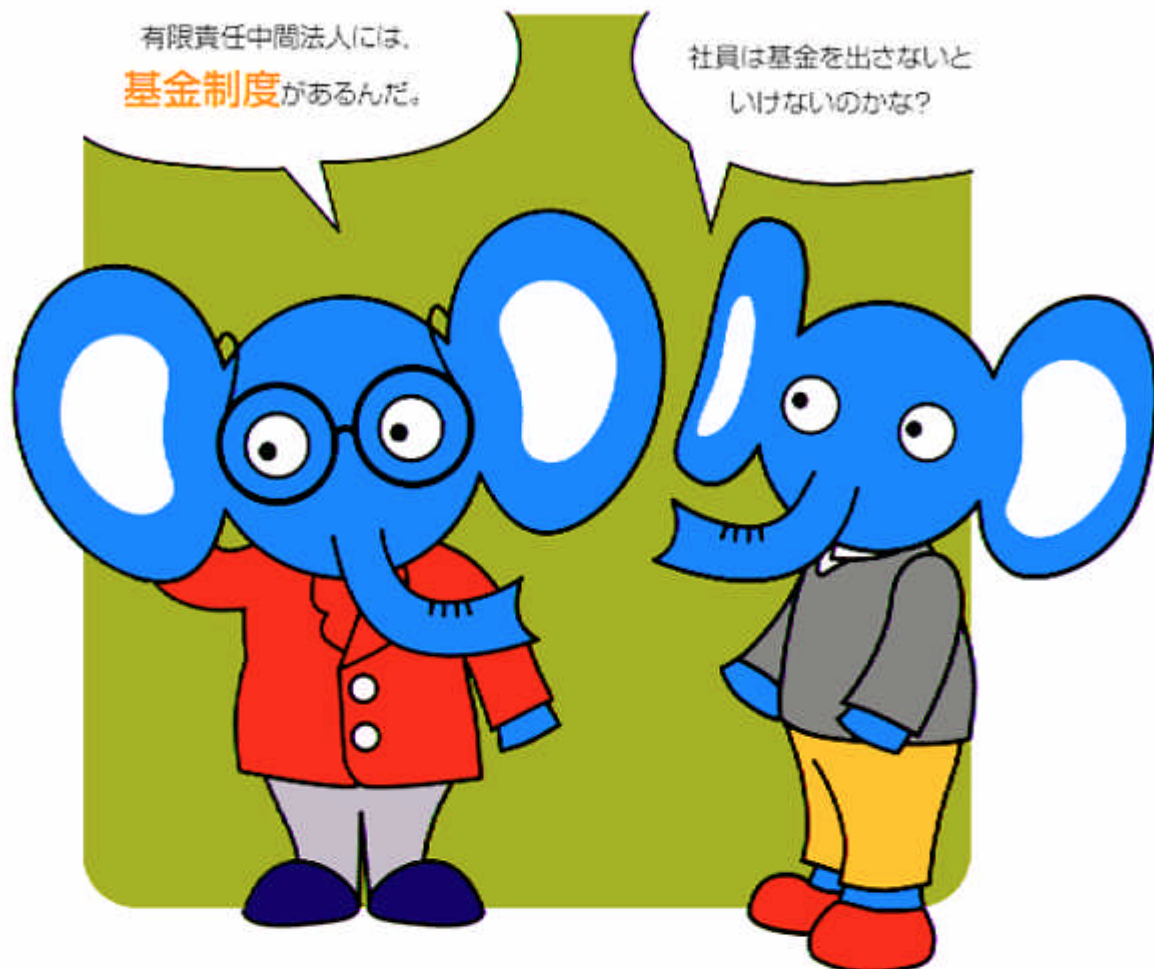
- A** 有限責任中間法人を設立するには、おおよそ次のような手続をとる必要があります。
- ①定款を作成して、公証人の認証を受ける(10条)。
 - ②理事及び監事の選任を行う(13条)。
 - ③基金の募集・割当て・払込みの手続を行う(14条,15条,16条)。
現物拠出等がある場合には、所定の手続をとる(11条,17条)。
 - ④設立手続の調査を行う(18条)。
 - ⑤主たる事務所の所在地の法務局で設立の登記を行う(19条)。



Q8. 有限責任中間法人の定款には、どのような事項を記載しなければならないのですか？

A 有限責任中間法人の定款には、次のような事項を記載しなければなりません。その具体例については、このパンフレット末尾の定款の例を参考にして下さい。

- | | |
|------------------|------------------|
| ①目的 | ⑥公告の方法 |
| ②名称 | ⑦社員の氏名又は名称及び住所 |
| ③基金(代替基金を含む。)の総額 | ⑧主たる事務所の所在地 |
| ④基金の拠出者の権利に関する規定 | ⑨社員たる資格の得喪に関する規定 |
| ⑤基金の返還の手続 | ⑩事業年度 |



Q9. 基金の金額はどのくらいでなければならないのですか？

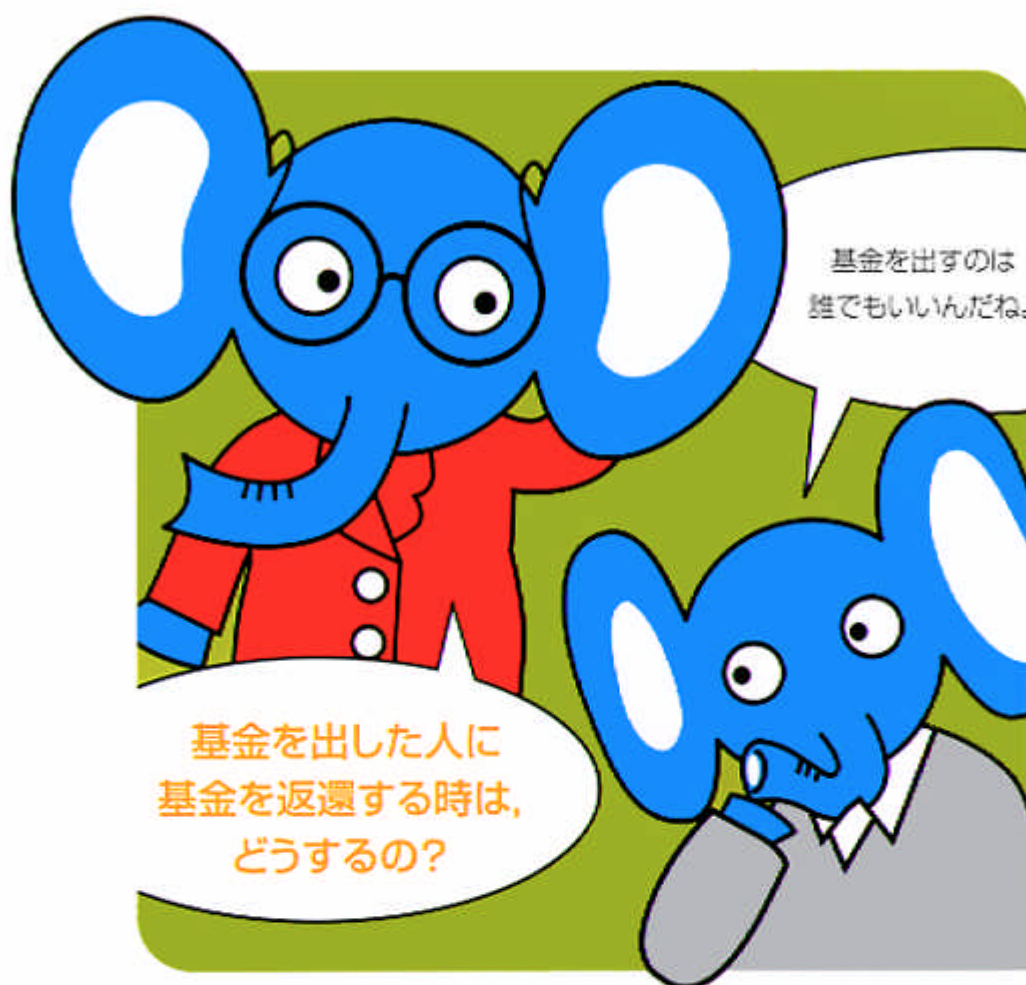
A 有限責任中間法人の成立の時にける基金の総額は、300万円以上でなければなりません(12条)。

Q10. 有限責任中間法人の社員は必ず基金の拠出をしなければならないのですか？

A 社員が基金の拠出者となる必要はなく、また、基金の拠出者が当然に社員となるわけでもありません。もちろん、社員が基金の拠出者となることは差し支えありませんが、その場合、社員が退社しても、基金の拠出者としての地位には影響はありません。

Q11. 社員資格を基金の拠出者に限定してもよいのですか？

A 定款の定めにより、社員となることができる者の資格を基金の拠出者に限ることもできます。ただし、基金の返還には制約がありますので、社員が退社をする際に、当然にその社員が拠出した基金の返還をすることができるわけではありません。



Q12. 基金の拠出者は1人だけでもよいのですか？

- A** 基金の拠出者の人数については、特に制約がありませんので、拠出者が1人だけであってもかまいません。

Q13. 法人に拠出された基金を拠出者に返還するには、どうすればよいのですか？

- A** 存続中の有限責任中間法人の基金の返還については、いわゆる剰余金の範囲内で、定時社員総会の決議に基づいて行わなければならないなど、法律上一定の制限があります(65条)。この制限の下において、定款で定めた基金の返還手続にしたがって基金を返還することができます。

なお、清算の際は、他の債務を支払った後でなければ、基金の返還に係る債務の弁済をすることはできません(90条)。



Q14. 有限責任中間法人を設立した後、社員の入退社がある場合には、定款の変更手続が必要ですか？

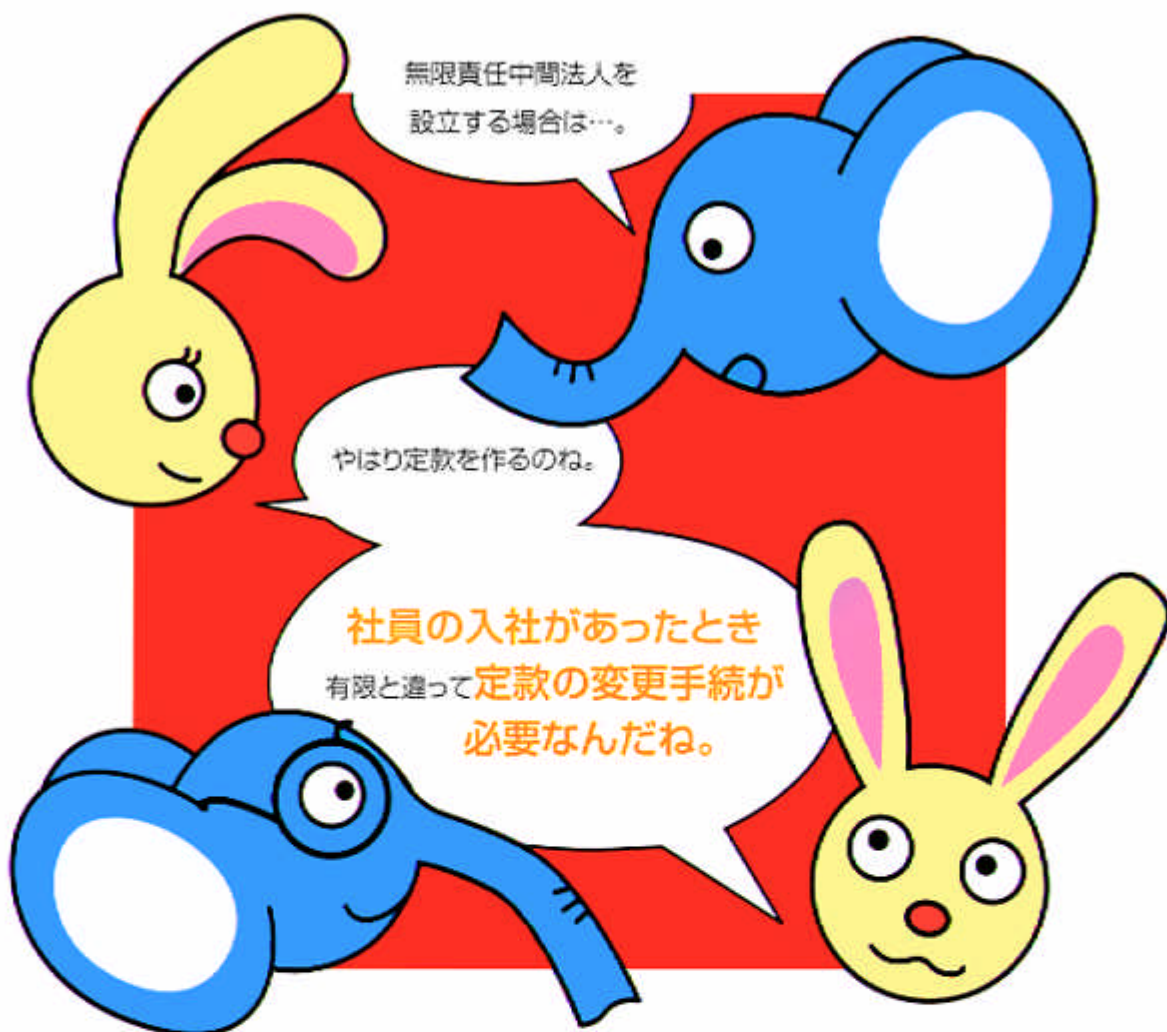
A 有限責任中間法人の場合は、法人成立後の社員の入退社について定款変更手続をとる必要はありません。法人成立後の社員の入退社は、社員名簿によって管理されます(27条)。

Q15. 社員総会における社員の議決権について、社員の間に差を設けることはできますか？

A 有限責任中間法人の社員の議決権については、原則として、1社員につき1議決権とされていますが、定款によって、これとは別の定めをすることもできます(33条)。

3

「無限責任中間法人」の設立にあたって



Q16. 無限責任中間法人の設立について教えてください。

A 無限責任中間法人を設立するには、次のような手続をとる必要があります。

- ① 定款を作成する(93条)。
- ② 主たる事務所の所在地の法務局で設立の登記を行う(94条)。

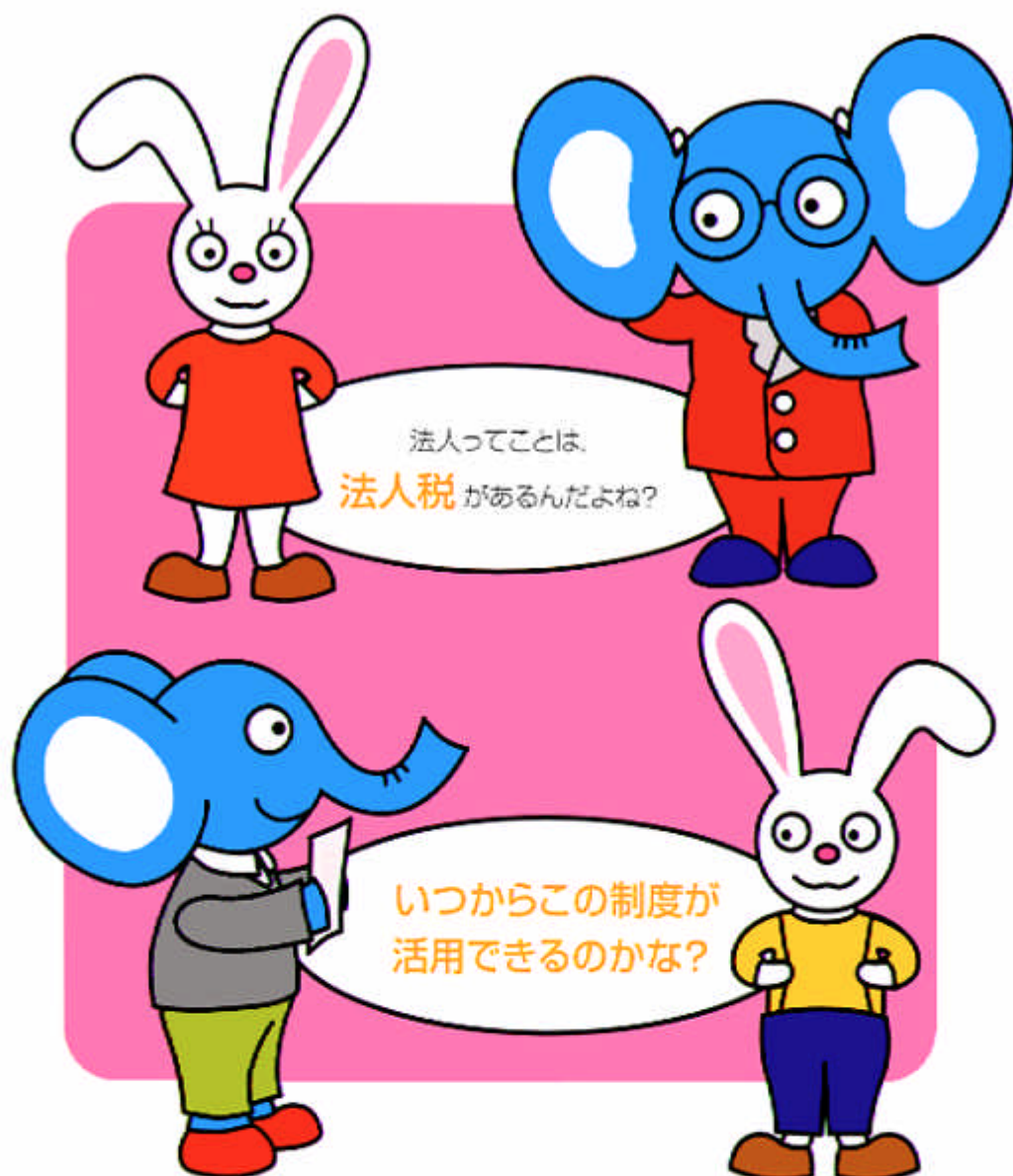
無限責任中間法人の定款には、次のような事項を記載しなければなりません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社員の氏名及び住所
- ④ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

なお、無限責任中間法人の場合は、法人成立後の新たな社員の入社について、定款変更手続が必要となります。

4

税の取扱い・施行日



Q17. 中間法人に対する税の取扱いは、どうなりますか？

A 法人税については、普通法人並みの課税がされることになっています。したがって、中間法人の各事業年度の全収益を対象に、普通法人と同率の課税がされます。登録免許税については、有限責任中間法人に対しては有限会社並みの、無限責任中間法人に対しては合名会社並みの課税がされます。

Q18. 中間法人法の施行日はいつですか？

A 平成14年4月1日から施行されます（附則1条、中間法人法の施行期日を定める政令）。



定 款

5

定款の例(有限責任中間法人)

名称	第1条 当法人は、有限責任中間法人〇〇〇会と称する。
目的	第2条 当法人は、〇〇〇高等学校卒業生である社員相互の親睦を図ることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 同窓会誌の編集及び発行 2 同窓会館の管理 3 食堂の経営 4 図書及び文房具の販売 5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
基金の総額	第3条 当法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金700万円とする。
基金の拠出者の権利に関する規定	第4条 (*例えば、以下のような規定が考えられる。) 基金は、平成〇〇年〇月〇日までは返還しない。
基金の返還の手続	第5条 (*例えば、以下のような規定が考えられる。) 定時社員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。
公告の方法	第6条 東京都において発行される〇〇新聞に掲載してする。
社員の氏名及び住所	第7条 社員の氏名及び住所は、次のとおりである。 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 〇〇府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇
主たる事務所の所在地	第8条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
社員たる資格の得喪に関する規定	第9条 〇〇〇高等学校の卒業生は、当法人の社員となるべき資格を有する。当法人の社員となるべき資格を有する者は、当法人が別に定めるところにより入会届を当法人に提出することにより、当法人の社員となる。
事業年度	第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成〇〇年3月31日までとする。



以上、有限責任中間法人〇〇〇会を設立するため、この定款を作成し、各社員がこれに記名押印する。

平成〇〇年〇月〇日

社 員 〇〇 〇〇 印

社 員 〇〇 〇〇 印

社 員 〇〇 〇〇 印

法務省民事局

